チェックリスト

＜4. 富松町北地区地区計画＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令 （参考）告示日：1995.12.11、建築条例当初施行日：1996.4.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目  下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容  （自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の 用途の制限 | 共同住宅で床面積が55㎡未満の住戸を有するものは建築してはならない。  ※床面積：令第2条 | 用途  □共同住宅  　 住戸最低床面積  　　　　　㎡  □共同住宅以外 | 適・否 |
| 建築物等の 高さの最高 限度 | 軒の高さ：14ｍ以下 | 軒の高さ　　　　　　ｍ | 適・否 |
| 壁面の位置 の制限 | 軒の高さが9ｍを超える場合、 建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等の面から敷地境界線※までの距離は1.5ｍ　以上でなければならない。  ※当該対象建築物の敷地に、道路・公園・水面その他これらに類するものが接している場合においては、当該道路等の反対側の境界線を敷地境界線とみなす。  ただし、  ・外壁等の中心線の長さの合計が3ｍ以下の部分  ・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3ｍ以下、かつ、床面積の合計が5㎡以内のものはこの限りでない。 | 軒の高さ  □9ｍ以下  　規制なし  □9ｍ超  敷地境界線からの有効距離  　　　　　　　　　　ｍ  （適用除外）  □外壁等の中心線の長さの合計が3ｍ以下  □物置等で軒の高さ2.3ｍ以下、 かつ、床面積の合計5㎡以内 | 適・否 |
| 建築物等の 形態又は色彩その他の意匠の制限 | 建築物等の形態並びに屋根及び外壁の意匠は、周辺の景観と調和のとれたものとする。  （参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）  10m以下の部分  R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：4以下  その他 明度：5以上 彩度：2以下  無彩色 指定なし  10mを超える部分  R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下  その他 明度：7以上 彩度：2以下  無彩色 明度：7以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）  　　　　　　　　　（　　　　）  　　　　　　　　　（　　　　）  マンセル値不明、その他の場合  □参考色彩基準に準じた意匠とし、 その他下記のとおり配慮します。  （配慮事項） | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理